

## グリーン・サステイナブル ケミストリー 奨励賞 に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、社団法人新化学技術推進協会グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワーク(以下「GSCN」という。)の顕彰に関する細則(以下「顕彰に関する細則」という。)の第2条第1項に定められたグリーン・サステイナブル ケミストリー 奨励賞(以下「GSC 奨励賞」という。)の運営、推薦及び選考などの要領を定める。

### (受賞の対象業績)

第2条 顕彰に関する細則第4条に定められた受賞の対象分野において以下のものに授与する。

- (1) 化学製品の全ライフサイクルを通じて投入される資源・エネルギーの総量を低下させる、再生不可能な原料を再生可能なものに置き換える、危険性、有害性を低減した製品やリスク・副産物発生を極力排除した製造技術を創成する、あるいは使用後の最終廃棄物の量を削減することなどによって、製品の製造過程・使用形態・使用後の処理過程における人の健康・安全と環境に対する負荷を低減させようとする化学技術関連分野において独創的な研究開発を行い、グリーン・サステイナブル ケミストリー(以下「GSC」という。)の推進に貢献が期待できるもの。
  - (2) 新規概念・手法の開拓、あるいは新規現象の発見または解析・解明であって、上記(1)の技術開発の飛躍的展開を促す科学的基盤の分野において独創的な研究を行い、GSCの推進に貢献が期待できるもの。
- 2 受賞対象業績は、グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワーク会議規程(以下「GSCN 会議規程」という。)第6条第2項第1号に定められたGSC シンポジウムにおいて、ポスター発表した実績があるものとする。但し、応募後、直近のGSC シンポジウムでポスター発表するものも可とする。
- 3 受賞対象業績は、第1項に示す当該業績に関わる活動の終了時点から概ね5年を経過していないものとする。但し、5年以上を経過している場合であっても、選考時点から過去5年以内に顕著な評価を受けるに至った案件に関しては、表彰対象に加える。ここでいう活動には、商品化、実用化、プラント化、普及及び教育の活動を含めるものとする。

(候補者の資格)

第3条 この要領第2条の条件を満足すれば、社団法人新化学技術推進協会の会員またはそこに所属するものでなくても、また日本国籍のないものでも応募することができる。

(推薦の公募)

第4条 受賞候補者の推薦の公募は、GSCNのホームページに告示する。推薦の期間及び方法は、告示する募集要項に示す。

(推薦に必要な書類)

第5条 推薦に必要な書類は次の通りとする。

- (1) 申請書
- (2) 業績の内容(2000字程度)
- (3) 業績の要点を表す説明図
- (4) 業績に関連する論文及び特許リスト
- (5) 業績に係る主要論文及び主要特許のコピー(各3件程度以内)
- (6) 自己評価シート
- (7) 使用する主要化学品に関する情報(MSDS等)

(候補者の連名)

第6条 受賞候補者が連名の場合、連名数は一業績に対して最大限5名とする。

- 2 受賞候補団体が、当該業績に貢献した職員または構成員名を挙げる際の連名数は、一業績に対して最大限5名とする。

(役割分担)

第7条 複数の者が同時に一つの業績で推薦される場合には、その業績に対する各受賞候補者の役割、分担を明確に記すこと。

(賞記及び賞牌)

第8条 第6条に該当する候補者または候補団体が受賞する場合は、賞記及び賞牌に受賞者全員の名前を記入・刻印し、受賞者全員で一つとする。但し、各受賞者にGSCN会議代表名の賞記を授与する。

(選考委員会の設置)

第9条 顕彰に関する細則第7条に定められた選考委員会は、10名以上40名以内の委員で構成することとし、GSCN会議規程第6条第1項に定められたGSCN運営委員会において選出され、GSCN会議代表が委嘱する。

- 2 選考委員の委嘱に当たっては、予め委員会開催の日取りを通知し、委員会に出席することを受託の条件とする。
- 3 委員の任期は、委員就任承諾の日から顕彰に関する細則第9条第2項に定められた表彰式までとする。
- 4 委員会には、委員長を置き、場合により副委員長を置くことができる。正副委員長は互選とする。
- 5 委員会は、委員長が招集、開催し、委員及び委任状持参の代理人の出席が選考委員総数の過半数であることをもって成立する。ただし、出席委員の数は選考委員総数の1/3以上であることを要する。
- 6 選考委員会に委員が出席できない場合には、委任状持参の代理人又は書面により意見を述べることができる。
- 7 選考委員は、本条第9項に定める職場を同じくする関係者からの応募案件があった場合は、委員会開催時まで、そのことを自己申告するものとし、その取り扱いについては、委員会で決定する。
- 8 前項の自己申告した委員は、職場を同じくする関係者からの応募案件に対し、委員としてのコメントを行わないこと及び投票権を放棄することを原則とする。
- 9 本条第7項でいう職場を同じくする関係者とは、企業にあっては関係会社を含めるものとし、大学にあっては、学科、又は専攻を、産業技術総合研究所にあっては研究ユニットとする。その他の職場についての取り扱いは、上記に準じて委員会において決定する。

(事務局)

第10条 選考委員会事務局は、社団法人新化学技術推進協会が担当する。

(委員会開催の通知)

第11条 選考委員会の日程が決まり次第、事務局は選考委員に速やかに通知する。

(資料の配布)

第12条 事務局は、選考委員会が開催される2週間前までに、第5条に記載する書類を対象となる選考委員に配布する。

- 2 選考委員は、応募者から提出のあった資料のみで評価を行い、応募者への質問は行わないものとする。
- 3 選考委員は、選考委員会終了後、事務局に書類を返却するものとする。

(選考方法)

第13条 選考委員会では、下記の7点から評価を行う。

- (1) グリーン度
  - (2) 新規性・独創性
  - (3) 技術・研究の発展性
  - (4) 経済性・実現性
  - (5) 社会的インパクト及び波及効果
  - (6) 科学的・学術的妥当性
  - (7) 想定されるマイナス点や逆効果がないか
- 2 選考委員会において、応募案件を第2条第1項の対象分野に即して分類し、選考委員もその分類ごとに担当グループに分け、グループリーダーを選んだ後、グループ毎に評価を行う。具体的な選考方法はグループリーダーに一任する。
  - 3 グループリーダーは、委員の意見をまとめ対象案件を選考し、グループでの検討結果を選考委員会で報告する。各グループから概ね2件の対象案件を選出する。
  - 4 選考委員長は委員の意見をまとめ、2件以内のGSC奨励賞受賞案件を決定する。

(選考結果の公表と通知)

第14条 受賞者の公表は、GSCN 会議代表名により行う。

- 2 受賞者本人への通知は、前項のGSCN のホームページへの掲載の前日までに代表名にて行う。

(表彰式)

第15条 表彰式及び受賞記念講演は、原則としてGSC シンポジウムで行う。

(秘密保持)

第16条 選考委員会の委員長、選考委員及び事務局は、応募者名、応募機関名、対象技術内容、選考委員名及び審議内容を公表してはならない。但し、GSCN 運営委員会承認のもと、選考委員名を公表することができる。

- 2 本要領は、GSCN 運営委員会承認のもと、GSCN のホームページや公募の書類への掲載等により公表することができる。
- 3 応募予定者から対象業績、応募資格などについて問い合わせがあった場合は、事務局は口頭で本要領の範囲内で説明を行ってもよい。

(応募者及び受賞者の費用負担)

第17条 受賞者の第15条で定める表彰式及び受賞記念講演への参加に伴う経費は、社団法人新化学技術推進協会が定める謝金等支払規程に従い支払う。

(改廃)

第 18 条 この要領の改廃は、GSCN 運営委員会の決議をもって行うものとする。

(補則)

第 19 条 この要領の施行に関して必要な事項は、GSCN 運営委員長が別に定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成 23 年 8 月 5 日から施行する。